

2023年9月19日

## 化粧品の全成分表示のための名称作成申込書の変更について

日本化粧品工業会

化粧品の成分表示については、平成12年9月29日付厚生省告示第332号によって、平成13年4月1日から薬事法(現：医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(薬機法))に基づく化粧品の全成分表示制度が導入されるとともに、平成13年3月6日付医薬審発第163号・医薬監麻発第220号厚生労働省医薬局審査管理課長並びに同監視指導・麻薬対策課長連名通知「化粧品の全成分表示の表示方法等について」の記の1の(1)によって、化粧品の全成分表示の際に用いる成分の名称は、「日本化粧品工業連合会(現、日本化粧品工業会、以下「粧工会」という)作成の『化粧品の成分表示名称リスト』等を利用することとされました。これを受け粧工会では、平成11年4月30日に「化粧品の成分表示名称リスト(No.1)」を公表して以来、これまでにNo.43(2023年3月末発行)までのリストを公表しております。

化粧品の成分表示名称については、事業者の皆様からの申込みに基づき、所定の手続きを経て順次作成のうえ公表しておりますが、2023年8月29日付「化粧品成分表示名称作成申込みの取り扱いの見直しについて」及び同日付「本年10月1日からの手数料の改定及び消費税の取り扱いについて」でご案内のとおり、2023年10月1日申込分より化粧品の成分表示名称は申込者の資格を化粧品製造販売業者、製造業者又は原料製造・輸入業者の方(粧工会会員にあっては正会員又は原料部会員)に定めること及び非会員にあっては申込手数料を変更することといたしました。このため、化粧品の全成分表示のための名称作成申込書を別紙のとおり変更させていただきます。

つきましては、化粧品に配合予定の成分であって、化粧品の全成分表示のための表示名称作成を必要とするものがございましたら、下記にご留意のうえ、別紙の「化粧品の全成分表示のための名称作成申込書」に必要事項をご記入いただき、粧工会事務局宛、お申込みくださるようよろしくお願い申し上げます。

<問い合わせ先>

日本化粧品工業会 薬事・規制部

Tel : 03-5472-2530 E-mail: [d\\_regulation@jcia.org](mailto:d_regulation@jcia.org)

## &lt;主な変更点&gt;

## 1. 申込者の資格と手数料

資格*1	手数料（税込）
日本化粧品工業会正会員又は原料部会員	無料（変更なし）
日本化粧品工業会非会員であって、化粧品製造販売業者、製造業者又は原料製造・輸入業者の方	4,400 円/件*2
上記以外の方	お申込みいただけません

※1 申込みされる際に該当する申込者の資格欄にチェックを入れて下さい。また、申込者の資格について、確認させていただくことがございます。

※2 手数料は以下の口座にお振込み下さい（入金口座に変更はございません）。なお、振込手数料は、表示名称作成の申込みをされる方の負担とさせていただきます。また、いかなる理由でも手数料は返金いたしませんので予めご了承下さい。

銀行名：三井住友銀行 霞が関支店 普通預金口座

口座名義：粧工会表示名称作成（ショウコウカ化ヨウジメイショウカケイ）

口座番号：6 5 7 5 3 1 0

## 2. 手数料明細書の発行

手数料をお支払いいただいた方には、表示名称決定のご連絡と共に適格請求書等保存方式（インボイス制度）に基づく手数料明細書を発行します。

税法上、課税資産の譲渡等がされたときをもって消費税の納税義務が発生することになりますが、その時期は、役務の全部の提供を完了した日とされていることから、粧工会が手数料明細書を発行する時期としては、手数料が支払われた日ではなく、当該手数料にかかる表示名称作成通知を発行した日をもって発行とさせていただきますことを、あらかじめご承知おき下さい。

## 3. 申込みの代行

表示名称作成申込みを代行される場合は、以下の点にご留意下さい。

- (1) 申込みに際して、申込者に関する情報のほか、申込代行者に関する情報をご記入下さい。また、お申込みに関する問い合わせ先、決定通知送付先及び手数料明細書の宛名を、申込者か申込代行者のいずれかをお選び下さい。
- (2) 申込者の資格は上記1. のとおりであり、申込代行者に関わるものではありません（どなたでも代行することが可能です）。あわせて、手数料の要否は申込者の資格に依ります。
- (3) 表示名称決定通知の宛名は申込者に限ります。申込後の申込者の変更はできませんのでご注意下さい。
- (4) 決定通知及び手数料明細書の郵送先は、申込書でお選びいただいた申込者又は

申込代行者のいずれか一か所とさせていただきます。

- (5) 手数料をお支払いいただく銀行口座名はどなたでも構いません。(申込時に振込金受領書のコピーを添付して下さい。)

#### <実施時期>

2023年10月1日申込分より(郵便物の消印等で判断させていただきます。)

#### <表示名称作成申込みについて>

1. 表示名称作成申込みは、グローバルハーモナイゼーションを考慮し、INCI名が存在するもの又はINCI名取得のための手続きをとったものに限らせていただきます。  
なお、INCI名取得に関しまして、ご不明な点があれば粧工会事務局にお問い合わせ下さい。
2. 1. の考え方にに基づき、表示名称はINCI名に対して作成いたします。また、ご提出いただきました資料の範囲で表示名称が作成できない場合は、追加資料のご提出を求める場合がございます。
3. 粧工会は、申込みされた成分の安全性、配合の可否等については一切関与致しません。  
したがって、申込みされた成分が防腐剤、紫外線吸収剤又はタール色素に該当するかどうか等の判断も一切致しませんので、化粧品への配合にあたっては、平成12年9月29日付医薬発第990号厚生省医薬安全局長通知等に基づき、自己の責任の下で行って下さい。
4. 資料は全てA4用紙片面でご提出下さい。
5. 手数料をお支払いいただいた場合は、振込金受領書のコピーをA4サイズの台紙に貼付し、余白に申込者(申込代行者)の連絡先(社名、氏名)を記載したものを同封して下さい。
6. 申込書の別添及びそれに付随する資料は、薬事委員会命名部会における検討用資料として配付されます。また、この申込書等を廃棄する必要性が生じた場合は、日本化粧品工業会事務局の責任のもとで行います。
7. 申込書に基づき職務上知り得た事実のうち、公知となっている事実以外の事実について、薬事委員会命名部会の出席者、事務局職員及び事務局嘱託職員は、守秘義務を負います。

以上

受付番号	
受付年月日	

(記入不要)

年 月 日

日本化粧品工業会事務局殿

## 化粧品の全成分表示のための名称作成申込書

表示名称の作成を申込みます。詳細は、別添のとおりです。

(申込者)

会社名

申込者区分  粧工会正会員又は原料部会員 (会員番号：\_\_\_\_\_) 粧工会非会員であって、化粧品製造販売業者、製造業者又は原料製造・輸入業者

郵便番号 \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

住 所

担当者名

電話番号

E-メールアドレス

(申込みを代行される場合、以下の欄に申込代行者の情報をご記入下さい)

会社名

郵便番号 \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

住 所

担当者名

電話番号

E-メールアドレス

お申込みに関する問い合わせ先  申込者  申込代行者決定通知送付先  申込者  申込代行者インボイスの宛名  申込者  申込代行者

別 添

受付番号	
------	--

(記入不要)

- A. 下記の INCI 名について表示名称作成を申込みます。

INCI 名(MonographID;                   ):

提案される表示名称:

- B. PCPC からの決定通知を受けた下記の INCI 名について表示名称作成を申込みます。

INCI 名(MonographID;                   ):

提案される表示名称:

- C. 下記の原料は、該当する INCI 名がないため、PCPC に INCI 名作成の申込みを行いました。この原料について表示名称作成を申込みます。

⇒ 本申込みに関しましては、

- INCI 名取得後に、表示名称の作成を希望します。
- INCI 名取得前に、表示名称の作成を希望します。

商品名 (TradeName):

提案される表示名称:

## <記載要領>

(1) 別添の A～C のうち、該当するものを一つ選んでいただき、 にチェックの印をつけて下さい。C に該当する場合は、表示名称の作成希望時期について、INCI 名取得前か取得後のいずれを希望するか、 にチェックの印をつけて下さい。

(2) A 又は B に該当する場合は、INCI 名を一つご記入下さい。  
C に該当する場合は、PCPC に提出した申込書 (INCI Name Application) に記載の「TRADE NAME」欄に記載の原料名をご記入下さい。

(3) 提案される表示名称(邦文)がありましたら、その名称をご記入下さい。

(4) A～C いずれの場合におきましても、動物、植物、微生物由来成分等 INCI 名及びその定義にラテン名が付記されている又は付記される可能性があるものは、ラテン名に対応する和名が記載されている図鑑、事典等のコピーを必ず添付して下さい。その際、出典も明記して下さい。

(5) その他、次の点にご留意下さい。

・ A に該当する場合

INCI 名の根拠として、ICID 又は PCPC の Web サービス (INCIpedia 等(有料)) に掲載されている当該ページをダウンロードしたものにダウンロードした日付を記入したものを添付して下さい。

分かる場合は、INCI 名の MonographID をあわせてご記入下さい。

・ B に該当する場合

PCPC に提出した申込書 (INCI Name Application)、その添付資料及びこれらの邦訳に加え、PCPC からの「INCI 名の決定通知」の写しを添付して下さい。

分かる場合は、INCI 名の MonographID をあわせてご記入下さい。

・ C に該当する場合

PCPC に提出した申込書 (INCI Name Application)、その添付資料及びこれらの邦訳を添付して下さい。

おって、PCPC から「INCI 名の決定通知」を受理された場合は、その写しを速やかに事務局までご提出下さい (Tel:03-5472-2530 / Fax:03-5472-2536)。

INCI 名取得前に表示名称の作成を希望され、表示名称が作成された場

合、その後取得された INCI 名及びその定義によっては、表示名称が変更となる場合があります。

<表示名称作成申込書の郵送先>

〒105-0001

東京都港区虎ノ門5-1-5メトロシティ神谷町6F

日本化粧品工業会

Tel : 03-5472-2530

(“表示名称作成申込書在中”、と朱書きして下さい。)

<略号の意味>

INCI(International Nomenclature Cosmetic Ingredient) : 化粧品原料の国際命名法。

INCI 名 : 上記 INCI に基づき PCPC が公表している化粧品成分の国際的表示名称。

ICID(International Cosmetic Ingredient Dictionary and Handbook) : PCPC が発行している INCI 名を収載した辞典。

PCPC(Personal Care Products Council) : 米国化粧品工業会。